

●香川県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 (1) 指定に係る保安林の所在場所
さぬき市大川町田面字北森行3349の2、仲多度郡まんのう町塩入字宮前677の1
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定に係る保安林の所在場所
丸亀市本島町泊字乙松ヶ浦801、803、866から868まで、観音寺市豊浜町和田字大谷丙124、丙811の11、丙811の13、丙811の15から丙811の26まで、木田郡三木町大字朝倉字上乃生2095、2096、仲多度郡まんのう町炭所西字佐古尻3280の1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びにさぬき市建設経済部農林水産課、丸亀市産業文化部農林水産課、観音寺市経済部農林水産課、三木町産業振興課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。)